

奈良県木造住宅耐震診断員の登録および業務条件等

1 登録の要件

登録対象者は、次の①～②に示す全ての要件を満たす方とします。

- ① 以下のいずれかの講習会及び「奈良県木造住宅耐震診断員登録講習会」を受講した者
 1. 平成24年度以降の奈良県が主催の「既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習会」
 2. 平成24年度以降の(一財)日本建築防災協会が主催の「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」
 3. 1, 2と同等の講習会(例: 地方公共団体が実施した既存木造住宅耐震診断講習会)
- ② 以下のいずれかに該当する者
 1. **奈良県知事の登録**を受けている**建築士事務所に所属**する一級建築士、二級建築士、木造建築士
 2. **奈良県知事**若しくは**国土交通大臣の許可**を受けている**建設業の営業所(奈良県の区域内に設けたものに限る。)**に勤務し、かつ7年以上の建築実務経験を有する一級または二級建築大工技能士(注)

(注) 建築大工技能士と建築士の資格を併有されている場合についても、建築士法の規定が適用されるため、耐震診断業務の実施にあたっては、建築士事務所登録が必要です。

2 新規登録の申請方法

新規登録を希望する方は、次の①～⑦に示す書類等を用意のうえ講習会終了時に提出してください。なお、登録申請書は県建築安全課で配布、また県建築安全課ホームページからダウンロードできます。

(県建築安全課ホームページ URL : <https://www.pref.nara.jp/70821.htm>)

- ① 登録申請書
- ② 建築士免許証の写し(申請者が建築士である場合)
- ③ 建築大工技能士合格証書の写し(申請者が建築大工技能士である場合)
- ④ 事務所(建築士又は建設業)登録(許可)書の写し
- ⑤ 1-①の講習会修了証写し(当日の第I部受講者は不要)
- ⑥ 写真2枚(3cm×2.4cm)(1枚は申請書にのり付けし、1枚はクリップ留め)
- ⑦ 返信用封筒(住所氏名を明記願います。)(110円切手を貼付。)

3 更新登録の申請方法

更新登録を希望する方は、次の①～④に示す書類等を用意のうえ講習会終了時に提出してください。なお、登録更新申請書は県建築安全推進課で配布、また県建築安全課ホームページからダウンロードできます。

(県建築安全課ホームページ URL : <https://www.pref.nara.jp/70821.htm>)

- ① 登録更新申請書
- ② 更新前の診断員登録証
- ③ 写真2枚(3cm×2.4cm)(1枚は申請書にのり付けし、1枚はクリップ留め)
- ④ 返信用封筒(住所氏名を明記。110円切手を貼付。)

※ 前回登録時より勤務先に変更がある場合、事務所(建築士又は建設業)登録(許可)書の写しを添付してください。

4 登録及び業務条件等について

登録及び業務条件等については、以下を参照願います。

- ① 「奈良県木造住宅耐震診断員登録者名簿」は、市町村が住宅所有者等からの申し込みを受けて耐震診断技術者を派遣する事業において、耐震診断技術者として依頼する際に活用されます。
- ② 登録の有効期限は3年とし、一定の条件のもと更新します。なお、登録いただいた方には登録証を発行します。
- ③ 耐震診断は、「奈良県木造住宅耐震診断員マニュアル」に基づいて実施してください。
- ④ 診断方法については、「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012年改訂版、今次改訂版)/(一財)日本建築防災協会発行」で規定する「一般診断法」を参照ください。
- ⑤ 診断実施希望地域(土木事務所単位等)を指定することができます。ただし、希望外地域での診断依頼があった場合にはご協力ください。

その他必要な事項はその都度別途お知らせします。